

8. 平成8年6月10日 老人保健福祉審議会（介護保険制度案大綱・答申）

○ 当審議会は、老化に伴い介護が必要な者が、自らの意思に基づきニーズに応じた介護サービスを利用できる、新たな介護制度を創設すべきであるという点で、意見の一致をみた・・・

2. なお、このほか、制度運営等に関する具体的な項目について、次のような意見があった。

(8) 成人障害者の適用に関しては、障害者の保健福祉サービスのあり方全体の検討が行われているところであり、既存制度の活用を含め、今後さらに慎重に検討を続ける必要がある。

9. 平成8年6月10日 身体障害者福祉審議会（意見具申）

・・・言うまでもなく、介護に対するニーズは、年齢や障害の原因を問わず、すべての国民が豊かな暮らしを送っていく上で共通して必要なものであり、地域における要介護者の支援体制は、高齢者・若年者にかかわるところなく整備していく必要がある。

・・・しかしながら、障害者施策のうち、介護ニーズへの対応について介護保険制度に移行することについては、①障害者施策が公の責任として公費で実施すべきとの関係者の認識が強い点、②身体障害者以外の障害者施策が一元的に市町村で行われていない点、③障害者の介護サービスの内容は高齢者に比べて多様であり、これに対応したサービス類型を確立するには十分な検討が必要であること、④保険移行に当たっては、障害者の介護サービスをはじめとして現行施策との調整が必要と思われる点、等なお検討すべき点も少なくなく、また、これらの点についての関係者の認識も必ずしも一致していない。

・・・今後この問題については、当審議会としてさらに十分に議論を重ね、また、必要に応じて関係審議会とも連携をとりながら、障害者施策にふさわしい介護サービスとその財政方式のあり方を模索していくこととする。この検討の結果が、介護保険制度案大綱で予定されている将来の見直しにおいて、適切に反映されることを期待するものである。

10. 平成8年11月29日 介護保険法案・閣議決定

附 則

第二条 介護保険制度については、この法律の施行後における介護を要する者等に係る保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の状況、保険給付に要する費用の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢等を勘案し、並びに障害者の福祉に係る施策、医療保険制度等との整合性及び市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に配慮し、被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲、保険給付の内容及び水準並びに保険料及び納付金（その納付に充てるため医療保険各法の規定により徴収する保険料又は掛金を含む。）の負担の在り方を含め、その全般について検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

被保険者とサービス受給者の範囲

- 介護保険制度の被保険者は①65歳以上の者（第1号被保険者）、②40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）となっている。
- 医療保険に加入していない40～64歳の生活保護受給者や、身体障害者療護施設等の適用除外施設への入所者は被保険者となっていない。
- 介護保険サービスは、65歳以上の者は原因の如何を問わず要支援・要介護状態になったとき、40～64歳の者は初老期痴呆や脳血管疾患等の老化による病気が原因で要支援・要介護状態になった場合に、受けることができる。

(1) 介護保険制度の被保険者の範囲

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の者	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
受給権者	要介護者、要支援者	要介護者、要支援者のうち、老化に起因する疾病によるもの
保険料負担	市町村が徴収	医療保険者が医療保険料として徴収し、納付金として一括納付
賦課・徴収方法	所得段階別定額保険料 (低所得者の負担軽減あり) 年金額が一定以上の場合、特別徴収として年金支給額から控除	健康保険： 標準報酬×介護保険料率 (事業主負担あり) 国民健康保険： 所得割、均等割等に按分 (国庫負担あり)

※ 65歳以上の者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者であっても、現に身体障害者療護施設その他の適用除外施設に入所・入院している者は、当分の間、被保険者とならない扱いとなっている。

適用除外施設 … ①長期に継続して入所する実態があり、現行の介護保険サービスを受ける可能性が低い
②重度の障害者の入所が想定され、施設が介護に相当するサービスを提供している
③40歳以上の者が一定程度入所している実態がある 等

(2) 第1号・第2号の被保険者数と保険料総額

①被保険者数の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
第1号被保険者	22,422千人	23,168千人	23,934千人
第2号被保険者	43,083千人	42,817千人	42,645千人

※ 各年度末現在。第1号（介護保険事業状況報告（年報）、第2号（老健局介護保険課調べ）

②保険料納付総額の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
1号保険料総額	192,362百万円	589,869百万円	806,301百万円
2号保険料総額	1,124,289百万円	1,339,046百万円	1,538,365百万円

1号保険料総額：前年度未収の当年度収納分を含む保険料収入総額
平成12年度、平成13年度は特別対策により、それぞれ1/4、3/4相当。

2号保険料総額：診療報酬支払基金からの交付金総額

(介護保険事業状況報告(年報))

③要介護(要支援)認定者数の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
第1号被保険者	2,471千人	2,877千人	3,324千人
第2号被保険者	91千人	105千人	121千人

※各年度末現在。第1号(介護保険事業状況報告(年報))

④サービス利用者数の推移(月平均)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
第1号被保険者	1,788千人	2,109千人	2,461千人
在宅	1,193千人	1,464千人	1,772千人
施設	594千人	645千人	688千人
第2号被保険者	53千人	66千人	79千人
在宅	43千人	56千人	68千人
施設	9千人	10千人	11千人

※平成12年度については、第1号・第2号未区分の部分を除く。

(介護保険事業状況報告(年報))

⑤保険給付額(支給額)の推移(各年度累計額)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
第1号被保険者	3.2兆円	4.0兆円	4.5兆円
在宅	1.1兆円	1.5兆円	1.9兆円
施設	2.1兆円	2.5兆円	2.6兆円
第2号被保険者	0.08兆円	0.11兆円	0.13兆円
在宅	0.04兆円	0.06兆円	0.08兆円
施設	0.04兆円	0.04兆円	0.04兆円

(3) 特定疾病の考え方

- 第2号被保険者（40～64歳）については、特定疾病（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病）により要介護（要支援）状態になった場合に限り、要介護（要支援）認定が行われ、サービス利用が保険給付の対象となる。

「特定疾病の選定基準の考え方について（要介護認定における特定疾病に関する研究会報告）」

- …特定疾病としては、心身の病的加齢現象との医学的関係があると考えられる疾病であって次のいずれの要件をも満たすものについて総合的に勘案し、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因し要介護状態の原因である心身の障害生じさせると認められる疾病を選定することが適切である。
 - 1) 65歳以上の高齢者に多く発生しているが、40歳から65歳未満の年齢層においても発生が認められる等、罹患率や有病率（類似の指標を含む）等の加齢との関係が認められる疾病であって、その医学的概念を明確に定義できるもの
 - 2) 3～6ヶ月以上継続して要介護状態又は要支援状態となる割合が高いと考えられる疾病

筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、シャイ・ドレーガー症候群、初老期における痴呆、脊髓小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、糖尿病性疾患、脳血管疾患、パーキンソン病、閉塞性動脈硬化症、慢性関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、両膝・股関節変形性関節症

(4) 被保険者の範囲を40歳以上とした考え方

- 40歳以上になれば、初老期痴呆や脳卒中による介護ニーズの発生の可能性が高くなること
- 自らの親も介護を要する状態となる可能性が高くなることから、介護保険制度の創設によりその負担が軽減されることになること

等を勘案。